

経第1080号

令和7年3月6日

各関係団体の長様

千葉県知事 熊谷 俊人

適切な価格転嫁に向けた取組について（依頼）

本県の商工労働行政の推進につきましては、日ごろ御理解、御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、本県経済は、緩やかな回復が続いているものの、一部の中小企業においては、物価高騰や人手不足などの課題に直面しており、持続的な賃上げの実現に向け、中小企業が適切に価格転嫁できる環境整備を図っていくことが重要です。

そのため、本年1月の公労使会議において、適切な価格転嫁の促進に向けて官民一体となって取り組んでいくこととしており、県においても、関係団体を訪問し、県内企業への「パートナーシップ構築宣言」への登録を呼びかけているところです。

なお、関東近県の同宣言の登録状況については、千葉県 1,713 社、東京都 9,505 社、埼玉県 6,215 社、神奈川県 3,462 社、茨城県 1,089 社(令和7年3月6日時点)となっており、本県の登録数は近県と比較すると少ない状況です。]

また、国では、毎年3月・9月の「価格交渉促進月間」に合わせ、フォローアップ調査を実施しており、令和6年9月調査結果（11月29日公表）によると、コスト全体の価格転嫁率は49.7%と前回調査時より若干の増加が見られたものの、依然として価格転嫁できていない企業が多い状況にあります。

さらに、昨年10月の九都県市首脳会議においても、中小企業の持続的な賃上げに向けた価格転嫁の円滑化について提案がなされ、九都県市が連携して事業者への各種支援施策等の周知などに取り組んでいくこととしています。

つきましては、サプライチェーン全体の競争力向上、共存共栄の関係構築に向け、貴団体の会員企業に対し、下記事項を周知、より一層の働きかけをいただくよう、お願いします。

記

- ・親事業者におかれでは、中小の受託事業者におけるコスト上昇分について、積極的に価格協議に応じるとともに、取引対価へ適切に反映されますようお願いします。
- ・中小の受託事業者におかれでは、下請け法上の「買いたたき」や独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関し、親事業者に対する立ち入り調査などが進められておりますので、取引価格等に係る協議・交渉を安心して行っていただきますようお願いします。
- ・「パートナーシップ構築宣言」の趣旨を御理解いただき、多くの県内事業者が取組に参加していただけるよう、お願いします。

【参考】

- 「パートナーシップ構築宣言ポータルサイト」（中小企業庁ほか）
<https://www.biz-partnership.jp/index.html>
 - 「パートナーシップ構築宣言ポータルサイト」（構築宣言登録ページ）
<https://www.biz-partnership.jp/entry/form.php>
 - 「フォローアップ調査結果掲載サイト」（中小企業庁）
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/index.html>
- ※調査結果については、2024年9月のところをご確認ください。
- 「九都県市首脳会議トップページ」
<https://www.9tokenshi-syunoukaigi.jp/>

【お問い合わせ】

担当：商工労働部経済政策課 政策室
TEL：043-223-2703

取引先と共に存共栄の関係を築こうとする経営者の皆様へ

「パートナーシップ構築宣言」を作成・公表しませんか

- ①取引先との共存共栄の取組や、「取引条件のしわ寄せ」
防止を代表者の名前で宣言します。

以下の項目について、企業の代表者の名前で宣言します。

- サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
- 親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行（振興基準※）の遵守
- その他独自の取組

※下請中小企業振興法に基づく基準

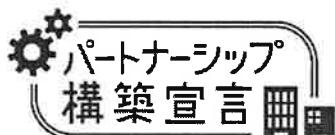
(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.html>)

②「宣言」はポータルサイト上に公表されます。

- （公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイト
(<https://www.biz-partnership.jp>) に提出すると、「宣言」が掲載されます。

※「振興基準」に違反し、主務大臣の指導・助言を受けた場合など、「宣言」を履行していないと認められる場合には、「宣言」のサイトへの掲載を取りやめることができます。

③「宣言」企業は「ロゴマーク」を使うことができます。



<ロゴマークに込められた思い>
大企業と中小企業がうまく噛み合い、共存共栄していく

④一部の補助金について加点措置を講じます。

- 対象となる補助金については、ポータルサイトをご覧ください。

「宣言」の内容について

未来を拓くパートナーシップ構築推進会議事務局
●内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付
参事官（産業・雇用担当）付 03-6257-1541
●中小企業庁企画課 03-3501-1765

「宣言」の提出・掲載について

- （公財）全国中小企業振興機関協会
03-6228-3802
提出先URL：<https://www.biz-partnership.jp>



当協会と都道府県協会の連携により
中小企業を支援します。
公益財団法人
全国中小企業振興機関協会

